

○漁業法 抜粋

(都道府県知事による漁業の許可)

第五十七条 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～9 省略

(知事許可漁業の許可への準用)

第五十八条 第三十七条から第四十条まで、第四十一条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第四十二条（第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四十六条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条並びに第五十六条の規定は、前条第一項の農林水産省令又は規則で定める漁業（以下「知事許可漁業」という。）の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三十七条中「同項」とあるのは「第五十七条第一項」と、第三十八条中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「建造」とあるのは「建造又は製造」と、第四十一条第一項第五号中「船舶」とあるのは「船舶等」と、同条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第四十二条第一項中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第二項本文中「三月を下ることができない」とあるのは「漁業の種類ごとに規則で定める期間とする」と、同条第三項本文中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、同条第五項中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「申請者の生産性を勘案して」とあるのは「当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従つて」と、第四十三条中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「船舶の規模」とあるのは「船舶等の規模」と、第四十六条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第四十七条及び第五十一条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、第五十二条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、「その他の農林水産省令」とあるのは「その他の農林水産省令又は規則」と、同条第二項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と、第五十四条第二項中「次の各号のいずれかに該当することとなつた」とあるのは「漁業に関する法令の規定に違反した」と、第五十六条中「農林水産省令」とあるのは「規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○茨城県内水面漁業調整規則 抜粋

(新規の許可又は起業の認可)

第 11 条 知事は、許可(第 7 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)

又は起業の認可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類 (知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下この章において同じ。)

(2) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

(3) 操業区域

(4) 漁業時期

(5) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1 月を下らない範囲内において知事が定める期間とする。ただし、1 月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第 1 項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

4 第 1 項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第 1 項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、漁場管理委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6～7 省略

(水産動植物の採捕の許可)

第 30 条 次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

(1) ひき網

(2) まき網

(3) さし網

(4) ふくろ網

(5) 張網

- (6) 四ツ手網（方2メートル以上のものに限る。）
- (7) 投網
- (8) はえ縄
- (9) せん（同時に10個以上用いて採捕する場合に限る。）
- (10) 竹筒（同時に10個以上用いて採捕する場合に限る。）
- (11) おだ
- (12) うなぎ鎌
- (13) かにかご
- (14) す建
- (15) 笹浸
- (16) 魚せき
- (17) 火光利用やす突
- (18) しじみかき

2～13 省略